

報道資料

平成25年民間企業の勤務条件制度等調査の実施及び
平成24年の調査結果について

人事院は、国家公務員の勤務条件等を検討するための基礎資料を得ることを目的として、民間企業の勤務条件制度等調査を実施しています。今回実施する平成25年調査の概要及び平成24年調査の結果は次のとおりです。

I 平成25年民間企業の勤務条件制度等調査の実施について

1 調査期間

10月1日（火）～11月15日（金）

2 調査対象企業

常勤の従業員数が50人以上の企業 6,852社
（調査対象母集団企業数 37,753社）

3 調査の方法

- (1) 実地調査 調査対象企業のうち800社に対し、職員が訪問して調査を行う。
- (2) 郵送調査 調査対象企業のうち6,052社に対し、調査票を郵送して調査を行う。

4 調査の内容

- (1) 労働時間の短縮制度
- (2) 社宅の状況等
- (3) 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度
- (4) 従業員の退職管理等の状況

II 平成24年民間企業の勤務条件制度等調査結果について

別紙（平成24年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要）のとおり

以 上

問 合 せ 先	人事院職員福祉局	職員福祉課長	大 滝 俊 則
		職員福祉課長補佐（調査研究班）	澤 田 晃 一
		電話(03)3581-5311（内線2573）	
		(03)3581-5336（直通）	

平成24年民間企業の勤務条件制度等調査結果の概要

人 事 院

人事院は、国家公務員の勤務条件等を検討するに当たっての基礎資料を得ることを目的として、平成24年10月1日現在における民間企業の正社員の労働時間、休暇、福利厚生、災害補償法定外給付、退職管理の諸制度等を調査した（夏季休暇、年次有給休暇については、正社員以外の有期雇用者についても調査）。本調査は、農業、林業及びサービス業の一部を除く常勤従業員数50人以上の全国の企業37,049社のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出した6,413社を対象として実地及び郵送により調査を実施したもので、回答のあった企業のうち、規模不適格なものを除いた3,734社について集計した。

集計結果の概要は次のとおりである。

1 労働基準法第36条に基づく協定（三六協定）によって延長できる労働時間

(1) 協定における延長時間数

1月を単位とする三六協定を締結している企業における三六協定により延長できる労働時間数（1月間）別の企業数割合は、「45時間」が49.6%、「30時間超45時間未満」が31.9%となっている。（表1）

また、三六協定を締結している企業における三六協定により延長できる労働時間数（1年間）別の企業数割合は、「360時間」が53.7%、「300時間以上330時間未満」が26.5%となっている。（表2）

表1 1月間の延長時間数別企業数割合（母集団：1月を単位とする三六協定を締結している企業）

項目							(%)
企業規模	計	30時間未満	30時間	30時間超 45時間未満	45時間	45時間超	
規模計	100.0	3.2	5.7	31.9	49.6	9.6	

表2 1年間の延長時間数別企業数割合（母集団：三六協定を締結している企業）

項目								(%)
企業規模	計	300時間未満	300時間以上 330時間未満	330時間以上 360時間未満	360時間	360時間超	不明	
規模計	100.0	5.1	26.5	0.8	53.7	11.6	2.2	

(2) 特別条項（三六協定に定める延長時間数を超えた時間外労働に関する特別条項）を適用した場合の延長時間数

特別条項付き三六協定を締結している企業のうち1月間の延長時間数に係る特別条項がある企業における特別条項により延長できる労働時間数（1月間）別の企業数割合は、「60時間超80時間以下」が46.7%、「45時間超60時間以下」が22.4%、「80時間超100時間以下」が18.2%となっている。（表3）

また、特別条項付き三六協定を締結している企業のうち1年間の延長時間数に係る特別条項がある企業における特別条項により延長できる労働時間数（1年間）別の企業数割合は、「720時間超」が33.2%、「660時間超720時間以下」が18.3%、「540時間超600時間以下」が13.2%となっている。（表4）

表3 特別条項を適用した場合の1月間の延長時間数別企業数割合

（母集団：特別条項付き三六協定を締結している企業のうち1月間の延長時間数に係る特別条項がある企業）

項目										(%)
企業規模	計	45時間以下	45時間超 60時間以下	60時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 120時間以下	120時間超 140時間以下	140時間超 160時間以下	160時間超	
規模計	100.0	4.4	22.4	46.7	18.2	4.4	1.0	2.0	1.0	

表4 特別条項を適用した場合の1年間の延長時間数別企業数割合

(母集団：特別条項付き三六協定を締結している企業のうち1年間の延長時間数に係る特別条項がある企業)

項目		(%)								
企業規模	計	360時間以下	360時間超 420時間以下	420時間超 480時間以下	480時間超 540時間以下	540時間超 600時間以下	600時間超 660時間以下	660時間超 720時間以下	720時間超	
規模計	100.0	5.1	2.9	9.4	10.9	13.2	7.1	18.3	33.2	

2 社宅の状況等

(1) 社宅の有無

① 保有形態別割合

企業規模が100人以上の企業において、社宅を有する企業の割合は59.8%であり、保有形態別では、自社保有社宅を有する企業の割合は26.2%、借上げ社宅を有する企業の割合は50.7%となっている。(表5)

表5 社宅の有無別、保有形態別企業数割合(母集団：企業規模100人以上の企業)

社宅の有無等		(%)				
企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			自社保有社宅	借上げ社宅		
500人以上	100.0	79.7	44.4	73.3	20.2	0.1
100人以上	100.0	59.8	26.2	50.7	40.2	0.0

— 複数回答 —

② 用途別割合

企業規模が100人以上の企業について、社宅を用途別にみると、世帯用社宅を有する企業の割合は43.5%、独身用社宅を有する企業の割合は55.7%となっている。(表6)

表6 社宅の有無別、用途別企業数割合(母集団：企業規模100人以上の企業)

社宅の有無等		(%)				
企業規模	計	ある	ある		ない	不明
			世帯用社宅	独身用社宅		
500人以上	100.0	79.7	66.6	76.8	20.2	0.1
100人以上	100.0	59.8	43.5	55.7	40.2	0.0

— 複数回答 —

(2) 世帯用社宅の平均月額使用料

入居者が最も多い代表的な世帯用社宅の平均月額使用料を専有面積別にみると、「借上げ社宅」の使用料が「自社保有社宅」の使用料を上回っている。(表7)

表7 世帯用社宅の保有形態別、専有面積別平均月額使用料

(母集団：世帯用社宅がある企業のうち使用料が不明の企業を除いた企業(企業規模100人以上))

社宅の種類		自社保有社宅				借上げ社宅			
企業規模	55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上	55㎡未満	55㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 80㎡未満	80㎡以上	
		500人以上	19,011	22,213	24,877	30,003	24,025	29,023	33,877
100人以上	19,655	21,190	24,362	31,137	23,127	29,472	31,254	32,415	

3 正社員の夏季休暇制度

正社員の夏季休暇制度がある企業の割合は60.9%で、有給の夏季休暇制度がある企業の割合は58.4%となっている。(表8)

表8 正社員の夏季休暇制度の有無別企業数割合 (母集団：全企業)

(%)

企業規模	項目	計	夏季休暇制度がある			夏季休暇制度がない	不明	
			有給	一部有給	無給			
規模計		100.0	60.9	58.4	0.9	1.6	38.9	0.1

4 正社員以外の有期雇用従業員の夏季休暇制度

一週間当たりの労働時間が正社員と同じ正社員以外の有期雇用従業員(以下「正社員と同じ時間の従業員」という。)、正社員の4分の3以下の正社員以外の有期雇用従業員(以下「4分の3以下の従業員」という。)の両方がいる企業の割合は、全企業のうち37.6%となっている。

正社員と同じ時間の従業員の夏季休暇制度がある企業の割合は50.0%で、4分の3以下の従業員の夏季休暇制度がある企業の割合は40.8%となっている。(表9)

表9 正社員以外の有期雇用従業員の夏季休暇制度の有無別企業数割合
(母集団：正社員と同じ時間の従業員、4分の3以下の従業員の両方がいる企業)

(%)

正社員以外の有期雇用従業員	項目	計	夏季休暇制度がある			夏季休暇制度がない	不明	
			有給	一部有給	無給			
正社員と同じ時間の従業員		100.0	50.0	33.3	1.5	15.2	50.0	0.0
4分の3以下の従業員		100.0	40.8	18.2	1.7	20.9	59.2	0.0

5 正社員以外の有期雇用従業員の年次有給休暇制度

(1) 年次有給休暇の付与時期

正社員と同じ時間の従業員の年次有給休暇の付与時期については、一定期間経過後から付与する企業の割合は81.6%、雇用当初から付与する企業の割合は20.0%、4分の3以下の従業員の年次有給休暇の付与時期については、一定期間経過後から付与する企業の割合は87.8%、雇用当初から付与する企業の割合は13.3%となっている。(表10)

表10 年次有給休暇の付与時期別企業数割合
(母集団：正社員と同じ時間の従業員、4分の3以下の従業員の両方がいる企業)

(%)

正社員以外の有期雇用従業員	項目	一定期間経過後から	雇用当初から	不明
		正社員と同じ時間の従業員	81.6	20.0
4分の3以下の従業員		87.8	13.3	0.1

複数回答

(2) 年次有給休暇付与条件の「一定期間」の長さ及び年次有給休暇の日数

正社員と同じ時間の従業員に一定期間経過後に年次有給休暇を付与する企業における「一定期間」の長さ及び年次有給休暇日数を労働基準法と比べた場合、労働基準法と「同じ」である企業の割合はそれぞれ89.6%、95.0%となっている。

また、4分の3以下の従業員に一定期間経過後に年次有給休暇を付与する企業における「一定期間」の長さ及び年次有給休暇日数を労働基準法と比べた場合、労働基準法と「同じ」である企業の割合はそれぞれ92.2%、95.7%となっている。(表11)

表11 年次有給休暇付与条件の「一定期間」の長さ及び年次有給休暇日数と労働基準法との異同別企業数割合
(母集団：正社員と同じ時間の従業員、4分の3以下の従業員の両方がいる企業のうち、一定期間経過後、年次有給休暇を付与する企業)

(%)

項目	年次有給休暇付与条件の「一定期間」の長さを労働基準法と比べた場合				年次有給休暇日数を労働基準法と比べた場合			
	計	同じ	短い	不明	計	同じ	多い	不明
正社員以外の有期雇用従業員								
正社員と同じ時間の従業員	100.0	89.6	10.4	0.0	100.0	95.0	4.9	0.0
4分の3以下の従業員	100.0	92.2	7.8	0.0	100.0	95.7	4.3	0.0

6 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

(1) 業務災害又は通勤災害に対する法定外給付制度の有無

民間企業の従業員が、業務災害又は通勤災害により死亡し、あるいは障害が残った場合等には労働基準法による災害補償や労働者災害補償保険法による保険給付が行われるが、これらとは別に企業独自に給付を行う場合がある。この法定外給付の制度を有する企業の割合は、業務災害による死亡で56.3%、通勤災害による死亡で51.3%、業務災害による後遺障害で50.0%、通勤災害による後遺障害で45.1%となっている。(表12)

表12 法定外給付制度の有無別企業数割合 (母集団：全企業)

(%)

給付事由		制度の有無	計	制度あり	制度なし
死亡	業務災害		100.0	56.3	43.7
	通勤災害		100.0	51.3	48.7
後遺障害	業務災害		100.0	50.0	50.0
	通勤災害		100.0	45.1	54.9

(2) 給付額の決定方法

法定外給付制度を有する企業について、給付額の決定方法をみると、「一律」かつ「定額」としている企業が最も多い。(表13)

表13 法定外給付制度の制度有企業における給付額の決定方法別企業数割合(母集団:法定外給付制度を有する企業)
(%)

給付事由		決定方法	計	一律		扶養親族有無別		扶養親族人数別		その他
				定額	定率	定額	定率	定額	定率	
死亡	業務災害		100.0	58.9	11.5	11.9	0.4	0.7	0.2	16.3
	通勤災害		100.0	61.3	10.1	10.5	0.4	0.5	0.2	16.9
後遺障害	業務災害		100.0	63.9	12.4	8.1	0.2	0.6	0.1	14.7
	通勤災害		100.0	65.1	11.4	7.2	0.2	0.5	0.1	15.6

(注) 1. 「定率」とは、給付額が一定日数分で給付される場合をいう。
2. 「その他」には、年齢・勤続年数、役職・職能資格等を勘案して給付額を決定する場合や、定額方式と定率方式を併用している場合などが含まれる。

(3) 給付額

法定外給付制度を有する企業のうち、給付額の決定方法を「一律」かつ「定額」としている企業の平均給付額をみると、業務災害による死亡で1,855万円、通勤災害による死亡で1,496万円、業務災害による後遺障害(第1級)で1,860万円、通勤災害による後遺障害(第1級)で1,432万円となっている。

7 従業員の退職管理等の状況

(1) 定年制の状況

事務・管理職種(部門)がある企業のうち、定年制を有する企業の割合は99.8%で、そのうち60歳定年制とする企業の割合は89.6%となっている。(表14)

表14 定年制の有無別、定年年齢別企業数割合(母集団:事務・管理職種(部門)がある企業)
(%)

項目	計	定年制あり				定年制なし	不明
		定年年齢					
		60歳	61歳以上 65歳未満	65歳以上			
企業規模							
規模計	100.0	99.8	(89.6)	(3.3)	(7.1)	0.2	0.0

(注) ()内は定年制を有する企業を100とした割合。

(2) 定年後の継続雇用制度の導入状況

定年制を有する企業のうち、定年後の継続雇用制度を有する企業の割合は97.7%であり、そのうちいったん定年退職した従業員を再び雇用する再雇用制度を有する企業の割合が93.9%(a+c)、定年年齢に達した従業員を退職させることなく引き続き常勤の従業員として雇用する勤務延長制度を有する企業の割合が9.0%(b+c)となっている。(表15)

表15 継続雇用制度の有無別、制度の内容別企業数割合(母集団:定年制を有する企業)
(%)

項目	計	継続雇用制度がある				継続雇用制度がない	不明
		制度の内容					
		再雇用制度のみ a	勤務延長制度のみ b	再雇用制度・勤務延長制度両方 c			
企業規模							
規模計	100.0	97.7	(90.9)	(6.0)	(3.0)	2.2	0.1

(注) ()内は継続雇用制度を有する企業を100とした割合。

継続雇用制度を有し、平成23年度に定年退職した者がいた企業における継続雇用の状況を見ると、管理職級で定年退職した者について全員継続雇用している企業が60.2%、非管理職級で定年退職した者について全員継続雇用している企業が50.2%となっている。また、管理職級で定年退職した者のうち継続雇用を希望した者について全員継続雇用している企業が96.5%、非管理職級で定年退職した者のうち継続雇用を希望した者について全員継続雇用している企業が94.4%となっている。(表16、表17)

表16 定年退職者のうち継続雇用された者の割合別企業数割合(母集団:継続雇用制度を有する企業)

(%)

項目 役職別	計	定年退職者がいた							定年退職者がいなかった
		継続雇用の割合							
		20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100%		
管理職級	100.0	41.5	(13.8)	(3.1)	(10.0)	(8.8)	(4.1)	(60.2)	58.5
非管理職級	100.0	60.5	(16.8)	(5.4)	(10.5)	(10.6)	(6.5)	(50.2)	39.5

(注) 1. ()内は継続雇用制度を有する企業のうち定年退職者がいなかった企業を除いた企業を100とした割合。

2. 「定年退職者がいなかった」には、不明と回答した企業を含む。

表17 継続雇用希望者のうち継続雇用された者の割合別企業数割合(母集団:継続雇用制度を有する企業)

(%)

項目 役職別	計	継続雇用希望者がいた							継続雇用希望者がいなかった
		継続雇用の割合							
		20%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上 100%未満	100%		
管理職級	100.0	36.2	(1.0)	(0.1)	(0.8)	(0.7)	(1.0)	(96.5)	63.8
非管理職級	100.0	51.7	(1.8)	(0.3)	(1.1)	(0.8)	(1.5)	(94.4)	48.3

(注) 1. ()内は継続雇用制度を有する企業のうち継続雇用希望者がいなかった企業を除いた企業を100とした割合。

2. 「継続雇用希望者がいなかった」には、不明と回答した企業を含む。

(3) 退職給付制度の状況

退職給付制度を有する企業の割合は89.6%で、そのうち、「退職一時金制度」がある企業は66.7%(a+c)、「企業年金制度」がある企業は54.4%(b+c)となっている。(表18)

また、企業年金制度の種類をみると、企業年金制度を有する企業のうち「確定給付企業年金」とする企業の割合が52.8%(規約型と基金型の計)、「厚生年金基金」が37.5%、「確定拠出年金(企業型)」が37.0%となっている。(表19)

表18 退職給付制度の有無別、制度内容別企業数割合(母集団:全企業)

(%)

項目 企業規模	計	退職給付制度がある				退職給付制度がない	不明	
		退職一時金制度のみ	企業年金制度のみ	退職一時金制度 企業年金制度 両方c	不明			
		a	b	c				
規模計	100.0	89.6	(45.2)	(32.9)	(21.5)	(0.3)	9.7	0.7

(注) ()内は退職給付制度を有する企業を100とした割合。

表19 企業年金制度の種類別企業数割合(母集団:企業年金制度を有する企業)

(%)

項目 企業規模	厚生年金基金	確定拠出年金(企業型)	確定給付企業年金(規約型)	確定給付企業年金(基金型)	自社(社内)年金	その他	不明
規模計	37.5	37.0	41.5	11.3	2.6	4.8	0.2

複数回答